

だれでもこんなときに相談してください。

- いじめる子がいる
 - ところや体にいたいことをされている
 - 家でごはんを食べさせてもらえない
 - 「それってちがう、おかしいんじゃないの?」って思うことがある
 - まちや地域のために力になりたい
 - 幸田町に聞きたいこと、言いたいことがある
- などなど……

一人で悩まないで
相談してね。
もちろん、秘密は守ります。
安心して下さいね。



相談窓口情報

相談窓口	相談できる時間	電話番号	Eメール	場所
幸田町教育相談室	火～金 10:00～18:00	0564-63-1188	soudan@sk2.aitai.ne.jp	幸田町 中央公民館
西三河福祉相談センター (児童相談所)	月～金 9:00～17:00	0564-27-2779	nishimikawa-fukushi@pref.aichi.lg.jp	西三河 総合庁舎9階
幸田町子ども課 (子どもの権利擁護委員会事務局)	月～金 8:30～17:15	0564-63-5116	kodomo@town.kota.lg.jp	幸田町役場 1階3番窓口

◎発行 愛知県幸田町 ◎編集 住民子ども部子ども課 ◎発行日 平成23年4月1日

〒444-0192 愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林1-1
TEL:(0564)63-5116 FAX:(0564)63-5334 Eメール: kodomo@town.kota.lg.jp



条例とは、町が守らなければならない大切なきまりのことです。

幸田町では、平成23年4月1日に「幸田町子どもの権利に関する条例」をつくりました。
みなさんも、「子どもの権利」について一緒に考えてみましょう!

じょうれい ないよう この条例の内容

はじめに

みなさんは、世界にたった一人のかけがえのない存在として、この世に誕生しました。みなさんは、自分の力で未来を切りひらいていく主人公です。大人は、そんなみなさんを応援するよきサポーターになります。

そして、みなさんのまわりにいるすべての人も、同じように世界にたった一人のかけがえのない存在です。自分とまわりの人、両方を大切にし、理解しあい、「地球」のなかまとして、みんなを支えあって生きていかなければなりません。

おとな
大人のやくわり 大人は、みんなで力を合わせて子どもを支えます。

保護者

子どものいちばんちかくで子どもと向き合い、子どもが安心して生活ができる家庭をつくります。



保育園・学校・児童館など

子どもの考えや意見をきき、子どもがいきいきと学び、楽しく遊び、すくすくと育つことができるよう応援します。



地域の大人

子どもとついでに地域の行事や活動をもりあげ、子どもをあたたく見守ります。



幸田町

みんなが力を合わせられるよう、子どもを大切にするまちづくりをすすめます。



幸田町が取り組むこと

『子ども会議』

幸田町が子どもにとってよりよいまちになるために、みなさんが意見を出し合うことができる会議を開催します。

『子どもに関する行動計画』

子どもにやさしいまちづくりのための計画を立てます。

『子ども施策推進委員会』

幸田町がみなさんのために何をすればよいのかを、大人たちで考え、実行します。

『子どもの権利擁護委員会』

みなさんの権利が侵害されたときに、その相談を受けたり、助けたりします。



子どもにとって大切な7つの権利

みなさんには、一人の人として育ち、学び、生活するうえで、7つの大切な権利があります。これらは、自分だけでなく、すべての人がもっているものです。自分の権利と他の人の権利、両方を大切にしましょう。

1. 安心して生きる権利

- 命が守られ大切にされる
- 愛情と理解で育まれる
- 年齢や発達にふさわしい環境のもとで生活する
- 平和で安全な環境のもとで生活する
- 健康を保ち、適切な医療が受けられる
- 安心できる場所で眠れる

2. 自分らしく生きる権利

- ありのままの自分が認められる
- 子どもというだけで、不当に扱われない
- 自分の気持ちや考えを大切にし、表現できる
- 自分のことを、年齢や発達に応じて自分で決める
- こころの安らぐ居場所を持ち、自由な時間を過ごせる

3. 学び育つ権利

- 必要な知識や情報が得られる
- 教育を受けたり、自ら学んだりする機会が得られる
- 文化、芸術、スポーツを通じて豊かな人間性を育む経験が得られる

4. 遊び育つ権利

- 遊びが大切にされる
- 遊びの場、時間、仲間が得られる

5. とともに育つ権利

- 保護者とこころあたまをたまる時間を過ごす
- さまざまな世代の人々と触れ合う
- 地域や社会の活動に参加する
- 異文化と交流し、対話する
- 自然に親しむ

6. 自分を守り、守られる権利

- 本人の意思や行動が尊重され、見守られる
- プライバシーが守られる
- あらゆる差別を受けない
- いじめ、虐待、体罰その他あらゆるこころや体への暴力から守られる
- 薬物濫用、性的搾取、誘拐などのあらゆる危害から守られる
- 自分を守るための適切な情報が得られる
- 困っていることや不安に思っていることを安心して相談できる

7. 参加する権利

- 参加に必要な情報が得られる
- 参加の場で自分の気持ちや考えを表明することができ、尊重される
- 年齢や発達にふさわしい活動の機会が得られ、意思決定に参加する
- 仲間をつくり、集まり、自治的な活動を行うことができ、適切な支援を受けられる

このメッセージは、条例に書いてある「子どもにとって大切な7つの権利」を、幸田町の子どもたちにより分かりやすく伝えるために、子どもたち自身で考えてつくったものです。

安心して寝たいと思うよ

安心して眠れる場所があってこそ、身も心もリラックスでき、寝ることができる。



一人一人が違う人間だということを認め合おう

自分らしく生きるとは、自分を認めることなんだ。そして、それは自分以外の人も認めることになる。



僕たちがやりたいのは、自分の納得できる勉強なんだ

勉強で達成感や充実感を味わいたい。そのためには、勉強の意味を知ったり、体験したり、友達と共有したりするといいな。



遊ぶ時間はナイトだめ!

自分で時間を見つけて、休息や遊ぶ時間をとることが必要だ。遊びの中にも学びはあるんだ。でも、夜遊ぶことはよくないよね。



あなたもわたしも、みんな同じ地球人

文化や国籍を越えて、世界のみんなが同じ地球に住むなかまだと考えよう。



もっと私に頼って!相談して! だって仲間じゃん!親友じゃん!

悩んでいる人に手を差し伸べよう。自分が悩んだときはその手をつかもう。



伝えなきゃ伝わらない

自分から思ったことを伝えてみよう。まずは、そこからだよ。

